

8-3 欧州委員会専門家グループの EU 木材規則に関するガイダンス文書 仮訳

8-3-1 リサイクル木材・木材製品に関するガイダンス文書 仮訳

「[Guidance document -Recycled timber and timber products](#)」の仮訳を掲載する。原文は以下に掲載されている。

<https://ec.europa.eu/environment/forests/pdf/Guidance%20-%20Recycled%20timber%20and%20timber%20products.pdf>

EU 木材規則および森林法の施行・ガバナンス・貿易に関する専門家グループ
ガイダンス文書¹²—リサイクル木材・木材製品

5b. 製品範囲の明確化—EUTR 第 2 条 (a) 項に基づく「木材・木材製品」の定義の例外およびその適用

関連法：EUTR

前文 (11)

リサイクル木材・木材製品の使用は奨励されるべきであり、当該製品を本規則の適用範囲に含めると事業者に不相当な負担となることを考慮し、ライフサイクルを終えた使用済み木材・木材製品で、再利用されなければ廃棄物として処分されることになるものは、本規則の適用範囲から除外されるものとする。

第 2 条

(a) 「木材・木材製品」とは、付属書に記載された木材および木材製品を指す。ただし、廃棄物に関する 2008 年 11 月 19 日付の欧州議会および欧州理事会指令 2008/98/EC 第 3 条 (1) 項に定義された、ライフサイクルを完了し、再利用されなければ廃棄物として処分される木材または木材製品から製造された木材製品またはその構成要素は例外とする。

指令 2008/98/EC 第 3 条 (1)

「廃棄物」とは、所有者が捨てる、捨てる意思がある、または捨てる必要がある物質または物体を意味する。

¹² 本ガイダンス文書は、EU 木材規則および森林法の施行・ガバナンス・貿易に関する欧州委員会専門家グループの文脈において、加盟国の所轄官庁および欧州委員会環境総局によって作成された。本書で表明されている見解は、いかなる場合でも、欧州委員会の公式見解とはみなされないものとする。

本除外は以下の場合に適用される：

- 付属書に言及された、ライフサイクルを完了し、再利用されなければ廃棄物として処分される物質から製造された木材製品（例：再生紙、解体された建物から回収された木材、または廃木材から製造された製品）。

本除外は以下の場合には適用されない。

- ライフサイクルを完了しておらず、再利用されなければ廃棄物として処分される原材料を用いた製造工程の副産物。

1. 検査実施義務

管轄官庁は、EUTR 第 10 条に従って、事業者が第 4 条（市場への出荷禁止）および第 6 条（デューデリジェンス）に定める要件を満たしていることを確かめるための検査を実施しなければならない。管轄官庁は、これらの義務を履行するために、まず第 2 条（a）項に定められた定義と除外を適用しなければならない。

従って：

事業者による別段の実証がない限り、EUTR の付属書に含まれる木材・木材製品は、通常、第 2 条（a）項の適用除外にならず、製品が市場に出荷された際に事業者によってデューデリジェンスが実施されていると想定される。そのため管轄官庁は、検査の観点において、すべての製品が第 2 条（a）に該当することを事業者が適切に実証したと考えるべきである。

2. 第 2 条（a）条に基づく木材・木材製品への例外適用の実証

EUTR は、事業者に不相当な負担が生じることを避けるために例外を定めており、ライフサイクルを完了し、再利用されなければ廃棄物として処分される木材・木材製品から製造された木材・木材製品またはその構成要素を出荷する事業者には、デューデリジェンスを実施する義務が適用されない。ただし事業者は、当該木材・木材製品が除外対象であることを実証できなければならない。

従って、

事業者は、木材・木材製品またはその構成要素が、ライフサイクルを完了し、再利用されなければ廃棄物として処分される物質から製造され、かつ最初に市場に出荷されたことを書類などで実証しなければならない。そのために利用可能な証拠：国内の管轄

官庁が発行した公文書、証明書（認証リサイクル材）、すべて分別された「廃棄物」であることを示す工場の写真で裏付けられたサプライヤーからの確認、事業者の事業活動、廃棄物処理に関する書類・許可書、設置されている「廃棄物」回収システム・機関、廃棄物であることや回収されたことが記載されたその他書類（例：製造業者の技術一式文書、または認可機関が作成しリサイクル材の割合が重量で記載されている検査報告書）。

シナリオ

別の生産による「副産物」から製造された家具は当該規則の対象か？

はい。

別の生産による「副産物」は廃棄物ではなく、製造の原材料とみなされる。規制対象の木材製品の原材料は、その物質が製造工程の副産物である場合はリサイクル材ではない。

例：パーティクルボードや中質繊維板の製造に用いられる挽き材の木くずまたは切れ端。

上記に類似するシナリオが既にガイドラインに含まれており、同規則の対象であることが明確になっている。

合板のコア（中間部）が「リサイクル」材で作られ、前面と後面が新しいベニヤで作られている場合は当該規則の対象か？

はい。

合板シートがシートとして輸入されたかどうかによって異なり、シートとして輸入された場合は完全に規則の対象となる。廃棄材が輸入され、EU 内でシートが製造された場合、廃棄材は規則の対象にならない。

コアの材料が廃棄物またはリサイクル材の定義に該当するという妥当な主張を行う場合、事業者は、前面・後面に用いられたベニヤのみに対してデューデリジェンス・システムを整備する必要がある。

コアが「リサイクル」材のフィルム合板は当該規則の対象か？

事業者は、コアの材料が廃棄物またはリサイクル材の定義に該当することを示す妥当な

証拠を提出し、フィルム化粧板（例：メラミン）が用いられていることを申告しなければならない。化粧板に用いられた紙質・木質の繊維積層板はデューデリジェンス・システムの対象に含める必要がある。

EU内で再利用・加工する目的で古い漁船の解体業者から直接購入した木材にはどのような書類が必要か？

証拠書類には、輸出業者の事業活動に関する書類、廃棄物処理許可書、容器の写真、納入書類、供給源に関する情報が含まれる。

解体家屋から回収した木材で製造した家具は当該規則の対象か？

いいえ。ただし、背板や床板など新しい材料で作られた部分は EUTR の対象になる。

これらの製品の材料は、ライフサイクルを完了し、再利用されなければ廃棄物として処分される。必要な証拠には、輸出業者の事業活動に関する書類、廃棄物処理許可書、写真、納入書類、供給源に関する情報が含まれる。